

解約における注意事項

この度は弊社管理物件をご利用頂きありがとうございます。
解約手続きの前に必ず下記内容をご確認下さい。

- ※ 駐車場単体の解約はこちらでは受付不可となりますので弊社宛にお電話下さい。
(03-3385-3101)
- ※ 定期借家契約満了での解約は、別途弊社からご連絡差し上げる場合がございますのでご了承ください。

[退去までの賃料について]

- ① 解約月の賃料に関しては1か月分請求致します。
日割賃料は敷金精算時に返金致します。
- ② 集金代行または保証会社は当社で解約手続きを行います。
- ③ 明け渡しが生じた場合は明け渡し日までの賃料をご負担頂きます。
- ④ 賃貸借契約書に基づき違約金がある場合は請求致します。

[退去立会までの注意事項と精算までの流れについて]

- 退去立会日までに入居者様にて申込み・引き込みをされたインターネットやCATVの解約ケーブルやレンタルチューナー等の撤去をお願い致します。
*ケーブル・チューナー等の撤去日が退去立会后になる場合には、弊社にて撤去の立会を代行させて頂きますが、その際には代行費用として、**20,000円(税別)**を入居者様にご負担頂きます。
- お引越しまでに公共料金、粗大ごみ等の処分手続き及び郵便物の住所変更を必ず行って下さい。
- **粗大ごみは回収までに時間を要しますので退去立会時迄には回収が終わっているよう手続き下さい。回収に間に合わない場合は転居先での処分をお願い致します。**
- 自転車やバイクをご使用の方は必ず転居先にお持ちください。
- お引越しの完了後、当社担当者または指定業者により退去立会を致します。
鍵は立会時にご返却下さい。
- 退去に際し、クリーニング代金の他、下記費用を敷金より精算させて頂きます。
 - (1) 入居者様の故意過失による建物内外の修理交換費用
 - (2) 入居者様の故意過失修理放置による設備・備品の修理交換費用
 - (3) 残置物等の処分費用・入居者様取付の設備の撤去原状復旧費用
 - (4) 専用庭の除草費用
 - (5) マスターキー紛失による錠前交換費用
 - (6) ペットを飼育していた場合のリフォーム費用及び消臭等特殊クリーニング費用
 - (7) 粗大ごみや残置物の処分費用**
- 敷金精算は鍵引渡後、原則1ヶ月以内に完了する予定です。
敷金のご返却は、代表契約者様のご指定の口座へご返却させて頂きます。
返却敷金の契約者様同士の按分は、契約者様間をお願い申し上げます。
- 火災保険の解約は保険証券番号を確認の上、ご加入の保険代理店までご連絡下さい。
当社契約の場合は解約通知書とともに連絡先等のご案内をします。